○総務省令第三十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（利用者保護に関する報告） **第四条の六**　［略］ 2　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 3　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 **第四条の七**　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所（利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。）の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 （集計結果の公表） **第十一条**　総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。 **附　則** ［1　略］ 2　当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 **別表**　電気通信役務の種類（第四条の六関係） 一　仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）	（利用者保護に関する報告） **第四条の六**　［同上］ 2　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 3　電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）未ごとにおける契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 ［新設］ （集計結果の公表） **第十一条**　総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。 **附　則** ［1　同上］ 2　当分の間、電気通信事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 **別表**　電気通信役務の種類（第四条の六関係） 一　仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。）